

介護老人福祉施設 山彦ホーム 利用料金表

別表1 R3. 8. 1改正

- 第1段階 生活保護受給者など
- 第2段階 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で年金収入等が80万円以下の者
- 第3段階① 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で年金収入等が80万円超120万円以下の者
- 第3段階② 本人及び世帯全員が市町村民税非課税で年金収入等が120万円超の者
- 第4段階 上記以外の者

多床室料金(3人・4人・6人部屋)

(単位:円/日)

第1段階	介護度	1割負担	食費	居室料	利用者負担金
	要介護1	581	300	0	881
要介護2	650	300	0	950	
要介護3	722	300	0	1,022	
要介護4	791	300	0	1,091	
要介護5	859	300	0	1,159	

第2段階	介護度	1割負担	食費	居室料	利用者負担金
	要介護1	581	390	370	1,341
要介護2	650	390	370	1,410	
要介護3	722	390	370	1,482	
要介護4	791	390	370	1,551	
要介護5	859	390	370	1,619	

第3段階①	介護度	1割負担	食費	居室料	利用者負担金
	要介護1	581	650	370	1,601
要介護2	650	650	370	1,670	
要介護3	722	650	370	1,742	
要介護4	791	650	370	1,811	
要介護5	859	650	370	1,879	

第3段階②	介護度	1割負担	食費	居室料	利用者負担金
	要介護1	581	1,360	370	2,311
要介護2	650	1,360	370	2,380	
要介護3	722	1,360	370	2,452	
要介護4	791	1,360	370	2,521	
要介護5	859	1,360	370	2,589	

第4段階	介護度	1割負担	食費	居室料	利用者負担金
	要介護1	581	1,445	855	2,881
要介護2	650	1,445	855	2,950	
要介護3	722	1,445	855	3,022	
要介護4	791	1,445	855	3,091	
要介護5	859	1,445	855	3,159	

第4段階	介護度	2割負担	食費	居室料	利用者負担金
	要介護1	1,162	1,445	855	3,462
要介護2	1,300	1,445	855	3,600	
要介護3	1,444	1,445	855	3,744	
要介護4	1,582	1,445	855	3,882	
要介護5	1,718	1,445	855	4,018	

第4段階	介護度	3割負担	食費	居室料	利用者負担金
	要介護1	1,743	1,445	855	4,043
要介護2	1,950	1,445	855	4,250	
要介護3	2,166	1,445	855	4,466	
要介護4	2,373	1,445	855	4,673	
要介護5	2,577	1,445	855	4,877	

☆以下の加算については一定の条件のもと施設が基準を満たしていれば別途算定される場合があります。

加算料金(単位:円/日)

加算の名称	自己負担金
栄養マネジメント強化加算	11円
個別機能訓練加算Ⅰ	13円
個別機能訓練加算Ⅱ	20円
看護体制加算Ⅰ	6円
看護体制加算Ⅱ	14円
夜勤職員配置加算	23円もしくは29円
介護職員処遇改善加算	54~77円
特定処遇改善加算	18~25円
口腔衛生管理加算Ⅰ	91円(月)
口腔衛生管理加算Ⅱ	112円(月)
☆以下のいずれか1つ	
日常生活継続支援加算	37円
サービス提供体制加算Ⅰ	22円
サービス提供体制加算Ⅱ	18円
サービス提供体制加算Ⅲ	6円
☆以下のいずれか1つ	
ADL維持等加算Ⅰ	30円(月)
ADL維持等加算Ⅱ	61円(月)
☆以下のいずれか1つ	
科学的介護推進体制加算Ⅰ	41円(月)
科学的介護推進体制加算Ⅱ	51円(月)
☆以下該当対象者のみ	
療養食加算	7円(1食あたり)
経口維持加算Ⅰ	406円(月)
経口維持加算Ⅱ	102円(月)
再入所時栄養連携加算	406円(1回)
褥瘡マネジメント加算	3円(月)
排泄支援加算	10~20円(月)
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	660円(1回)
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1319円(1回)
認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱ	3円もしくは4円
若年性認知症利用者受入加算	122円
看取り介護加算	146円~1603円
他加算一部有	

※各種加算につきましては、諸事情により変更となる場合がございますのでご了承ください。

※複数日数ご利用の際、利用料金に数円の誤差を生じる場合がございますが、ご了承頂きますようお願い致します。

※65歳以上で一定以上の所得がある方は2割又は3割負担に該当される場合がございます。

※新型コロナウイルス対応の特例的な評価として、令和3年9月末まで基本報酬の0.1%に相当する額が加算されます。